

【 6 】

氏名	林 巳 奈 夫 はやし み な を
学位の種類	文 学 博 士
学位記番号	論 文 博 第 98 号
学位授与の日付	昭 和 50 年 1 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 5 条 第 2 項 該 当
学位論文題目	中 國 殷 周 時 代 の 武 器

論文調査委員 (主査) 教授 佐藤 長 教授 岸 俊男 教授 湯浅幸孫

論 文 内 容 の 要 旨

中国古代においては、国家の重大事は祀と軍事であるといわれていた。殷周時代を通じ、驚くべき芸術的才能と創造的な技術をもって祭祀用の青銅容器類を創り出していった中国人は、また同時に軍用の武器類においても、その優秀な天分を発揮している。殷周文化の認識において、武器の研究が重要な分野を占める所以である。

中国殷周時代の武器の研究は、古典研究の一環として清朝の考証学者によって行われて来たが、ここ数十年間、中国で考古学の研究が始まっていろいろ着実な発展を遂げ、中国内外の学者による研究もかなりの数にのぼっている。とはいえ、従来殷周時代の武器全般にわたる総括的な研究となると意外に少い。またここ十数年来の中国における考古発掘調査の長足の進歩によって、過去の研究も大幅の補足、訂正を必要とするに至っている。表題のテーマについて研究を行ったのはこの故である。

ここに扱ったのは殷中期から漢初に至る、優秀な刃物を作る材料が青銅であった時期の武器全般である(ただし、この時期の戦争用の馬車については、別の論文で以前に論じたので、ここには特別の一章を設けていない)。地域は中国殷周の正統な文化の広がった地域に限定した。現在中国の疆域内に入っている、遼寧、内蒙古、四川、雲南など、同時代の中国人に夷狄と意識されていた民族のものはここから除外する。こういった地域の文化に対しては、中国正統の文化に対するのはまた異った観点に立った研究が必要であり、別に扱った方が便宜だからである。また中国でこの時代に使われた武器の起源の問題も、同様な理由でこの度は原則として論及しなかった。

本書は次のような構成になっている。第1—11章では各種の武器が種類別に研究され、第12章では武器各論の総括として殷周時代の武装と戦法の変遷の考察が行われる。

第1—11章の武器各論の各章は、夫々の武器についてその作りや装着法、装具、同時代の名称などを扱う総論の節、時代によるその変遷を考察した節、さらに附属の装備品がある場合はそれを扱った節に分けて記述される。総論の節においては考古学的遺物、古典の記載は勿論、甲骨文、金文など手にしうる限り

のあらゆる資料が援用される。「周礼」考工記に關係の 記事のあるものは、その注釈、翻訳が附載される。時代による変遷を扱った節では、伴出物等、発掘データによって時代の判定できる遺物を主たる資料とし、その時代による変遷をあとづける。従来のこの方面の研究が多く遺物の型式学的な研究に終始したのとは方法を異にする。文化の編年が従来の既存のものでは不十分な時期については、附論(一)、(二)に詳細に論証したものが基礎として用いられる。

各章所論中で特に注目すべきところは下のごとくである。

第1章 戈と戟——漢時代より早くも解釈に混乱の生じていた戈、戟の如何なる武器であるかについての複雑化した論議の解説。つづいて戈、戟の時代による変遷。同時出土品によって戈、戟の遺物を年代的に秩序づけ、その変遷を考察するという方法の成功した典型的な例がここに見出されよう。従来戈の変遷について、時代と共に「胡」が次第に長くなる、とか柄にとりつける角度が大きくなる、というようなことが大雑把に考えられていただけであるが、殷中期より戦国まで、同じ戈でも大いに異った機能が要求され、その結果その形、目方のバランス、柄へのとりつけ方に変化が生れたことを、時代の確定された各時代の遺物の観察によって浮彫にした。戈は先秦時代中国で最も多く使われた武器の一つであるが、それについては、中国人には闘争に当って相手の髪の毛を掴むくせが根強く、この武器が敵に打撃を加えるだけでなく、同時に手前に引き倒して髪を掴むのに便だった、ということがある、という新たな説明を行った。

第2章 矛——殷周時代を通じての矛の型式の時代的変遷を、初めてすっきりした形で明かにした。また従来剣とされていた一類の武器が、剣のような長大な鋭利な矛の一種、「鉞」というものであることを証した。

第3章 斧の類——刑罰用の超大型の斧である鉞、多分に儀式的な戦争用の武器である戚の別を明かにし、ソケットで柄につける斧、手斧の中に明かに武器として用いられた類を識別する。また殷時代に多い各種の変つた型式の斧の類の中に、氏族を象徴する武器のあることを図象記号との比較から論じ、また服属した夷狄の部隊に用いられたもの、ないしその部隊の隊長に用いられたもののあることを、考古学的証拠によって証明する。

第4章 刀の類——刃渡り30cm以上もある本来の意味の「刀」、鋸通しのように使われた内弯刀、武器としても使われたことの知られる長さ20cmばかりの「小刀」、数10cmの長い柄をつけたなぎなたのような「長刀」等、各種の刀の類を分別し、編年する。また従来小刀を「削」と呼ぶ説もあったがこれは誤りで、削とはやりがんなのことであることを論証する。

第5章 劍、附匕首——「周礼」考工記、桃氏の劍については古来多く論ぜられているが、いずれもそれがどのような型式の劍について記しているかの判断を誤っていた。ここに始めてそれが春秋後期に出てくる、かなり特殊な一種であることを見出し、「周礼」のテキストに正解を与えた。劍の型式は時代による変化の幅の比較的小さいものであるが、幾つかの同一墓出土例によって、一人の人がこしらえや刀の作りを異にした三種類ばかりの劍を一そろい所持する風習のあったことを明かにした。

第6章 殳——棍棒である。木、竹製であったため遺物は少いが、殷から戦国まで使われる。これが殷時代より「殳」と呼ばれていることを甲骨文字の方から明かにした。

第7章 弓——遺物が殆んど残らないため従来論及されることが少ないが、戦国中期に弩が出現するまで、弓矢は殷周時代の戦士の主要な武器であった。ターミノロジーの解説につき、「周礼」考工記中で戦車に次いで長く、詳細な記載のある弓人の条の全文の注釈、翻訳を行い、木と角と隄を貼り合せた先秦時代の複合弓の作りを解明する。「各時代の弓」の節では殷時代の文字、凶象記号を資料にして複合弓が殷より作られていることを明かにし、その形態についての石璋如説の誤りを正す。

第8章 弩——戦国中期以後に出現するもので、全体の構造、引金の所の機械仕掛については遺物によってよく知られる所であるが、文献資料、漢簡を使って各部の名称、細部の作りについて発明する所多い。

第9章 矢——総論の節において「方言」に出てくる漢代の矢の種類名称を実際の遺物にあて、それを足がかりとして「周礼」司弓矢に出てくる各種の用途の矢をアイデンティファイし、それが春秋後期に出てくるものであることを明かにする。各時代の矢を扱った節では仰韶文化くらい戦国までの鏃の型式の変化をたどる。新石器時代に骨角や石で作られたものが、殷よりその幾つかの種類が青銅製に代りはじめ、春秋時代にはじめて総ての種類が青銅製に代ること、また春秋貴族の華かな時代を頂点にして、戦国時代、弩の出現と共に鏃の型式もコンパクトな形に変わり、種類も単純化する過程をあとづける。

第10章 干、魃、櫓——木や革で作られたため、遺物は多くのこらないが、文字や凶象記号、考古学的証拠若干により、殷から西周時代、正面に大きな青銅製の円形鉤状飾りをつけた盾が普通に使われたことを明かにした。

第11章 甲冑——これも実際の遺物は少ないが、若干の遺物、土中の痕跡、俑、文献資料などを手がかりに、殷時代には革製の短甲風のもものが、春秋初には骨の板を布につづりつけた鱗甲が、春秋中期から戦国には革の小札を緘した挂甲が使われたことを明かにする。

第12章 殷周時代の武装と戦法の変遷——前章までが殷周時代の武器を種類別に考察したものであるが、この章では各時代にこれらの武器はどういう兵種によって、どのような使われ方をしたか、また軍隊はどのような種類の武器をもった兵隊によって編成され、その規模は各時代どの程度のものであったか、等の問題が考察される。殷時代における三百人編成の弓隊の存在、殷後期の末期に起った、打ち込むものから斬るものへの戈の機能の変化、春秋に入ってからの鏃の飛躍的発達と春秋貴族の射戦との密接な関係、春秋後期の戈戟の分化と伍を単位とする戦法の不離な関係、戦国時代における弩の発達、矛の普及と甲冑の強化、等、先人の触れなかった多くの問題が論じられる。

論文審査の結果の要旨

本論文は、その扱われる時代を、殷の中期から漢初に至るものとし、それを「優良な刃物を作る材料が青銅であった時期」と規定し、その間における、主として青銅製その他の武器の各おのについて、その変化・発展を考えるものである。最近20余年間における中国の考古学的発掘はめざましい発展をとげ、多量の資料が新たに学界に提供された。第二次世界大戦前の青銅器の取扱い方は、主として型式学的研究によって相対的年代設定を行なうにとどまっていたが、戦後は伴出物によって年代が確実に推定できる遺物が数多く出、これらの利用によって著者は、この時代の武器全般にわたって、数段階の年代的系列化が可能

であると見、本論文においてそれを試みたのである。この点に我われは本論文の大きな特徴を認めることができるであろう。

本論文においては、著者は、(1)戈と戟、(2)矛、(3)斧、(4)刀、(5)劍、(6)笏（棍棒）、(7)弓、(8)弩、(9)矢、(10)干（たて）、(11)甲一の順に、豊富な図版を用いて論を進めるが、それについて著者は中国の古典、例えば「周礼」考工記などに記された武器についての記述を、遺物との対比によって詳細に検討する。考工記の文は古来難解な点が多く、後漢以来、中国の学者によって多様な注釈が行なわれているが、なおそれは文献学的なるが故に誤った解釈も多く、理解に苦しむ箇所が少なくない。著者は前人の説を検討しながら、他の古文献の記載、更に遡っては甲骨文字まで参照し、遺物との対照によって、考工記の文に新しい解釈を与えてゆく。この作業は苦難の道であるが、著者は文字の学に対する並なみならぬ素養をもって、この困難を克服している。例えば、考工記の冶氏の解釈に、これに当てはまる遺物を探し出し、新しい解釈を施しており、また同じく、弓人・矢人・函人などの難解な文もやはり遺物との対比から、全文にわたって従来とは異った訳注を施している。

而して著者は、最後に(12)「殷周時代の武装と戦法の変遷」において、それらの武器の形態の変化に、その機能の推移を考え、それが戦闘法の変転へとつながってゆくことを、殷・西周・春秋・戦国と時代を分けて論述する。ここには当然のことながら、先秦の諸子の残した文献の記載が丹念に利用されており、さきの武器の各論において分析的な研究が行なわれたのに対し、ここではそれらを総合した戦闘法が考察されて、結論とされている。

以上に述べたごとく、本論文は新出の、年代の確実な遺物を利用することにより、各おのの武器の年代的系列化に成功しており、また古文献、特に「周礼」考工記の解釈にもかなりの進展を齎し、中国古来の武器の研究に相当な貢献をなすものと考えられる。ただ古代においても中国文化の世界は広く、各国が並列した状態が続いており、恐らくは武器にもその地方的差違が相当あったものと思われる。著者もすでに気付いているごとく、楚・呉・越などの地域は少しく中原文化と異ったものがあり、その地方的特徴は今後十分考慮して研究されなければならないであろう。また考工記の解釈にも必ずしも当を得たものばかりとは思えない点がある。しかし、本研究の出現によって、恐らくは今後新出の武器の遺物はより一層整理しやすいものとなり、その意味でも本論文は、この方面の研究に必要な欠くべからざるインデックスとなることは疑いない。

なお本論文には附論が二つあるが、各おの殷後期および春秋戦国時代の武器以外の青銅器を中心に年代の確定できる資料を再検討したもので、殊に附論(二)においては、金文の解釈に新見解を多く出し、青銅器文化の基礎的編年を示しており、本論の理解を助けるに足るものである。

よって、本論文は文学博士の学位論文として価値あるものと認める。